

## 対内直接投資等に係る「金銭の貸付けに関する届出書」の記入の手引

## 1. 届出が必要な取引又は行為

外国投資家（注1）が本邦に主たる事務所を有する法人（以下「借入先」といいます。）に対し1年を超えて金銭を貸し付ける（貸付債権譲受けによる金銭の貸付けを含み、居住者外国投資家が行う本邦通貨による貸付けを除く。以下「金銭の貸付け」といいます。）（注2）場合であって、次のいずれかに該当するもの。

（1） 借入先が行っている事業の中に、事前届出業種（\*）が含まれている場合。

\* 事前届出業種とは、告示（「対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件」）別表第一及び別表第二に掲載されている業種に該当する業種並びに別表第三に掲載されている業種（別表第一に掲載されている業種を除く。）に該当しない業種（別表第一及び別表第二に掲載されている業種を除く。）をいいます。事前届出業種は、定款上に記載されている事業目的に限定されず、投資先企業が実際に行っている具体的な事業が含まれますのでご注意ください。

（2） 外国投資家の国籍又は所在国（地域を含む。）が、日本及び「対内直接投資等に関する命令」別表第一に掲載されている国又は地域以外の場合。

ただし、相続又は遺贈により貸付債権を取得する場合は届出不要です。また、①特定の外国投資家による実質株式（注3）ベースの出資比率及び実質保有等議決権（注4）ベースの議決権比率のいずれもが密接関係者（対内直接投資等に関する政令第2条第19項に定めるものをいいます。）と合わせて10%未満の居住者外国投資家（上場会社等に限る。以下「特定上場会社等」といいます。）による金銭の貸付け（注5）、②組合等が行う対内直接投資等に相当するものに伴って行われる当該組合等の組合員による金銭の貸付も、届出不要です。

（注1） 次の事業を営む者（以下「金融機関」といいます。）がその業務として行う金銭の貸付けは対内直接投資等に該当しませんので、本件届出の対象ではありません。

- a 銀行業（国際復興開発銀行及びアメリカ合衆国輸出入銀行を含む。）、信託業、保険業又は金融商品取引業を営む者。
- b 業としての金銭の貸付を主として行う者。

（注2） 次のいずれにも該当する金銭の貸付けが対象です。

- a 当該貸付け後における当該外国投資家から借入先への金銭の貸付けの残高が1億円に相当する額（注6）を超える。
- b 当該貸付け後における当該外国投資家から借入先への金銭の貸付けの残高と、当該外国投資家が保有する借入先が発行した社債（注7）との残高の合計額（注8）が、当該貸付け後における借入先の負債の額として定める額（注9）の50%に相当する額を超える。

（注3） 実質株式とは、議決権等行使等権限（株主としての議決権その他の権利を行使することができる権限又は当該議決権その他の権利の行使について指図を行うことができる権限をいいます。）

が株式を所有するもの以外のものに委任され、かつ、当該委任により当該株式を所有するものが当該株式に係る株主としての議決権その他の権利を行使できない場合の株式以外の株式をいいます。

- (注4) 実質保有等議決権とは、議決権行使等権限（株主としての議決権を行使できる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限をいいます。）が保有等議決権（直接保有するものだけでなく、一任運用、議決権代理行使受任及び議決権行使等権限に係る議決権を含む。）を保有するもの以外のものに委任され、かつ、当該委任により当該保有等議決権を保有するものが当該保有等議決権を行使できない場合の保有等議決権以外の保有等議決権をいいます。
- (注5) 特定の外国投資家自身が、特定上場会社等である場合には、そのものからの実質株式ベースの出資比率又は実質保有等議決権ベースの議決権比率が10%以上であっても手続免除の対象となります。このように、特定上場会社等以外の特定の外国投資家又はその子会社からの実質株式ベースの出資比率及び実質保有等議決権ベースの議決権比率が密接関係者と合わせて10%未満の居住者外国投資家のことを「特別上場会社等」といいます。また、特別非上場会社（特定上場会社等を除く、いずれの外国投資家又はその子会社からも出資を受けない居住者外国投資家（非上場会社に限る。）のことをいいます。）による金銭の貸付けも届出不要です。
- (注6) 外貨の場合は外為法第7条に定める「基準・裁定外国為替相場」により換算して下さい（以下、金額の換算については同様です。）。
- (注7) 会社の発行する社債で、特定の外国投資家に対して募集されたものに限り、ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。
- a 銀行業、信託業、又は金融商品取引業を営む者、若しくは業として金銭の貸付けを主として行う者が業として取得した社債。
  - b 居住者外国投資家が取得した本邦通貨をもって表示される社債。
  - c 取得の日から元本の償還の日までの期間が一年以下である社債。
  - d 当該外国投資家による取得後における保有高が1億円に相当する額以下の社債。
- (注8) 対内直接投資等に関する政令第2条第19項に定める密接関係者の分を含みます。
- (注9) 当該貸付けを行った日の属する事業年度の直前の事業年度末の貸借対照表（当該直前の事業年度がない場合は、直前の貸借対照表）の負債の部に計上した額と当該貸付けの金額とを合算した額とします。ただし、貸借対照表を作成していない場合は、当該貸付けを行った日の属する事業年度の直前の事業年度末の財産目録（当該直前の事業年度がない場合は、直前の財産目録）の負債の総額と当該貸付けの金額とを合算した額とします。

## 2. 届出の時期

貸付けの前日6か月以内に届出をして下さい。非居住者外国投資家が届け出る場合は、必ず居住者である代理人が提出して下さい。

## 3. 提出書類及び提出部数

「金銭の貸付けに関する届出書」（別紙様式第六）・・・3通

#### 4. 名宛大臣

届出書の宛先には元から「財務大臣及び事業所管大臣」と記入されています。加えて、届出書の記入要領の指示に従い、上記1.（1）の事前届出業種に属する事業を所管する各事業所管大臣を明記してください。

#### 5. 届出書の提出先と照会先

##### （1）提出先

東京都中央区日本橋本石町 2-1-1 日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ 50 番窓口  
（郵送の場合の宛先：〒103-8660 日本郵便株式会社 にほんばし蔵前郵便局私書箱 30 号 日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ）

##### （2）本届出書に関する照会先

TEL 03-3277-2107

（日本銀行外為法手続きオンラインシステムで本届出書を送信する場合の留意点）

◎オンラインシステムは 6：00～22：00 まで利用可能ですが、**当日日付で受理することが可能な受付締切時刻は 15：30** です。ただし、15：30 までに受付けた届出書のうち、不備があるものや届出者に追加的な確認の必要があるもの等は、受理年月日が受付日の翌営業日以降となることもあります。ご留意下さい。

◎添付する届出書は、日本銀行HPに掲載の**エクセル形式の書式**をご利用ください。

◎届出者又は代理人欄にある住所は、今後の手続きに必要な郵便物をお届けしますので、**郵便番号から正確に**記載してください。また、電話番号は**日中繋がる電話番号を記載**してください。

◎「送信設定」画面の「対象時期」欄には、**「送信日」**を入力して下さい。

◎受理された届出書は「受理番号」を付し、「届出受理証」として交付（郵送）いたしますので、大切に保管してください。

郵送物には、今後の手続き等を説明する書類「今後のお取扱いについて」を同封いたしますので、必ずお読みください。